

日本福祉大学と東浦町との包括的な連携・協力に関する協定書

日本福祉大学（以下「甲」という。）及び東浦町（以下「乙」という。）は、相互に発展するための包括的な連携・協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の密接な連携・協力により、相互の課題に適切に対応し、甲の研究・教育・事業の推進と乙の活力ある個性豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

（連携・協力分野）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 乙における行政施策の立案及び推進に関すること
- (2) 乙の教育、歴史、文化及び自然を活用した学術研究に関すること
- (3) 相互の人材育成に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な分野における協力に関すること

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく連携・協力において知り得た事項（次に掲げる事項を除く。）を相手方の事前の書面による同意を得ることなく、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

- (1) 提供された時点で既に公知である情報又は提供後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- (3) 提供された時点で既に自らが保有していたことが書面により立証できる情報であるもの
- (4) 法令又は裁判所の命令により開示を義務付けられたもの

2 前項に規定する守秘義務は、この協定の終了後においても継続するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間内にかかわらず、解約予定日の1ヶ月前までに書面により相手方へ通知することにより、本協定を解約できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和5年 7月21日

甲 愛知県知多郡美浜町大字奥田字会下前 35-6

学校法人日本福祉大学

理事長

丸山悟



日本福祉大学

学長

原田正樹



乙 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20

東浦町

東浦町長

神谷明彦

